

市第 130 号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市磯子区民文化センター	中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営利活動法人チーム杉劇／有限会社アイコニクス／株式会社ニックスサービス共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄 川 喜 一	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営利活動
法人チーム杉劇／有限会社アイコニクス／株式会社ニッ
クスサービス共同事業体の構成員

1 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 澄 川 喜 一

2 磯子区杉田一丁目 9 番 13 号

特定非営利活動法人チーム杉劇

理事長 中 里 順 子

3 茅ヶ崎市赤羽根 314 番地の 6

有限会社アイコニクス

代表取締役 石 井 高 彦
社 長

4 磯子区磯子三丁目 4 番 23 号

株式会社ニックスサービス

代表取締役 浜 田 登 志 男
社 長

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）